

序 章

室町幕府六代將軍足利義教の治世は、彼自身の個性が歴然と表現された時代と捉えることができる。足利義教は、室町幕府訴訟制度における一つのエポックを画した人物ではなかったのかと考えたのはずいぶん前のことである。歴史上における為政者としての義教への評価は周知の通りであるが、裁判制度というテーマにのみ注目した場合、それはどのように評価できるだろうか。長い間持ち続けたこの疑問と対決し格闘の結果、私としての結論にたどりついたのである。

さて、將軍義教が管領以下の重臣らを抑え、専制政治を志向していたことは明らかであるが、その統治下にあつて、義教の御前沙汰は、どのような性格のものであつたのか、当時の訴訟制度の実態と特質を明らかにし、義教政治がその後の足利政権に果たした役割や影響をいかに意義付けられるか考察することを本稿の目的とする。

本稿は、三章に構成し次の順序で論考を進めた。

第一章 義教初政期

第二章 義教期の訴訟制度

第三章 御前沙汰の残闕 『御前落居記録』・『御前落居奉書』

第一章では、青蓮院義円（義教）がくじにより將軍位に就いた初政期について論考している。義教は、前將軍義持が典型的な管領制を布いたのに対し、三代將軍義満の治世（鹿苑院殿の御佳例）を理想とし、毎事義満の政治にしたがう方針をとった。彼の御前沙汰体制も義満の制を踏襲するものである。

『満濟准后日記』 正長元年五月廿六日条に將軍嗣立後まもない義教の言葉が記されている。「御沙汰ヲ正直二諸人不含愁訴様 二有御沙汰度事也、仍如旧評定衆并引付頭人等被定置度也」と。

ここには、新將軍の二つの決意が感得される。一つは、正義の裁判をめざす撫民思想であり、二つは、評定・引付（合議制）の再設である。しかし、管見のかぎり、ここに示された評定・引付の設置は実現されていない。その代用として、義教が注目したのが、政所執事代 右筆衆であったことが考えられる。

義持治世期における非能率的な訴訟制度を改革し、公正で迅速な訴訟の場を幕府のある機関を利用して実現しようとした、それが政所内の実務官僚を駆使した御前沙汰であったと思う。ところで、その方法を義教がどこから引いたのかを推測してみたが、具体的には、得宗貞時に範をとったとして論を進めている。それをこの章では、弘安の改革に学ぶと題し、安達泰盛の政治改革と併せて論考した。

第二章では、義教の訴訟制度の分析を中心に考察した結果得たものを書き上げた。当該期の政所には、政所執事 政所代という將軍家々々を主たる業務としている一群も存在したが、ここで問題にしている御前沙汰の機能を果たしたのは、前述の執事代の一群である。また、これらとは別に管領 奉行人の一群が存在したことも忘れてはならない。そこで、大略整理すると次のように構成されていたと思われる。

政所執事代 奉行人衆のコースと、管領 奉行人衆の二つのコースは、上に將軍を戴く形になり、最終決定権（判決）は、將軍一人が掌握する。これが義教の御前沙汰体制である。

したがって、御前沙汰の構成員は、將軍と奉行人衆（政所執事代、公人奉行、右筆衆）からなる。つまり、將軍へ伺事をする縦のコースは一本になっているが、横（管領）にも連携関係があり、相互に牽制しあい、独走しないシステムになっていた。

將軍御前での伺事の場合において、披露・諮問・決定（判決）はあるが、審議は行なわれない。審議・対決・意見状作成・判決原案作成などは、右筆方奉行人が主導的に実務したと考えられる。

ところで、内々のルートである「上裁」の解釈を拡張して、義教は、元服以前から御前沙汰を行なっていたと推断されるが、それについては本論中で詳述している。

第三章では、御前沙汰の残欠とも言うべき史料、『御前落居記録』と『御前落居奉書』について可能な限りの検討を試みた。

『御前落居記録』は、裁判記録であり原本である可能性が高い。目的は判例集の編纂と考えられる。將軍花押は認印で、斜線で抹消された毀文書もそのまま追い込みで記録が続けられているところから、幕府内記録事業の進行中の記録がそのまま残ったものと思われる。もう一つの『御前落居奉書』は、奉行人奉書だけではなく、下知状・安堵状・軍勢催促状・施行状等の行政命令まで含まれ、山門・五山・南都関係もある。主として雑務沙汰の判決奉書が一冊に綴られているのが特徴である。寺社の所領相論・金銭貸借関係など、義教初政期の秕政を正すための早急なる御徳政（所領興行、裁判興行）を彷彿させるものである。義教が元服以前から雑務沙汰の処理をしていたその証ともいえるものであろう。

本論を進めるに際しては山家浩樹の研究論文が大きな指標となった。山家浩樹は、「室町幕府訴訟機関の將軍親裁化」の中で、室町幕府訴訟機関の特徴を將軍親裁とし御前沙汰の成立を見通した。山家は、義詮執政期を幕府政権の基盤が形成される時期として捉え、三代將軍義満執政の後半から六代將軍義教執政期の中に、管領不在の將

軍と奉行人とで成り立つ訴訟の場があったと見ている。また、これに対し、管領主催の場（將軍不在）の存在も確実であるという。また、これらとは別に形式化した仁政沙汰と恩賞沙汰の（²）名残りを留め、儀式として行なわれているのが御前沙汰始であると推測し、その具体的な形を「御評定着座次第」³（至徳二（一一三八五））年条を類似形として見ている。

本稿も山家浩樹の見解と同じ立場に立つものであるが、私は特に義教期の訴訟の場を中心に考察した。具体的には、訴訟手続、賦奉行の所管、管領の立場、併存した二つの訴訟の場の関係、意見機関としての右筆方および評定衆（管領方）等を検討することを主たるテーマとした。また、『御前落居記録』・『御前落居奉書』の性格の意義付けも検討の対象とした。さらに、訴訟制度の一元化を専制政治にとり入れていく手法を、得宗専制に見ている点⁴にも注目し論文文中にとり入れた。特に、義教政権は貞時のどういつた点を做ったのか検討を試みた。

義教の御前沙汰を端的に述べると、統治権の発動の最重要点、裁判の最終判決権を一本に集中し掌握した点にある。管領・重臣（合議制）が義教の決定に対し、十分なチェックや制止ができないシステムになっていたのである。この状況は必然的に管領の機能を低下させたが、依然として管領制であったことが重要な特色である。つまり、単なる専制ではなく合議と専制が共存する構造になっていたのである。

義教政権のもう一方の側面である対守護政策の行き過ぎにより、在位十三年で命を落とす結果になったが、意見制を取り入れた義教の御前沙汰や、奉行人の登用は後の範となって生き続けたのである。本論では義教の政治的側面については省略している。今後の課題にしたい。

なお、付論の「室町殿と満濟」、「応永十八年以前考」は、永年読み続けた『満濟准后日記』から得たものである。「御祈」を通して、義持と満濟の交流を描いてみようと考えたのが始まりで、政僧賢俊と比較しながら書き上げた。富田正弘、橋本初子の研究成果が、国家祈祷の重要性を知る指針になった。満濟の日記の行間からは、日本中世のにおいが立ち昇りその迫力に終始圧倒された。さらなる研究を後日に期したい。